

2025 年 8 月

みずほ信託銀行株式会社

「教育資金贈与信託」「結婚・子育て支援信託」
お客さま(受益者)の居住国が変更となった場合の住所変更手続きのお願い

平素よりみずほ信託銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

「教育資金贈与信託」「結婚・子育て支援信託」のお客さま(受益者)の居住国が変更となった場合の住所変更手続きについて、下記の通りご案内申し上げます。

【記】

お客さま(受益者)の居住国が変更となった場合、速やかにみずほ信託銀行および信託金の受取口座を開設している金融機関(以下「受取金融機関」)に対し、お届け住所の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

信託金の振込にあたり、みずほ信託銀行と受取金融機関とでお届けの居住国の相違が判明した場合、資金の組戻しを行い、お届け住所の変更手続きを行っていただいた後に信託金の再振込をさせていただくことがあります。

再振込にあたり、受取金融機関がみずほ信託銀行またはみずほ銀行以外の場合は、組戻手数料や再振込手数料がお客さま負担となり、払出金額から差し引かせていただきますこと、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

本件についてご不明点等ございましたら、お取引店または以下のフリーダイヤルにお問い合わせください。

【フリーダイヤル】

みずほ信託銀行 問い合わせ窓口

電話番号：0120-081-506

受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分

※土・日曜日、祝日、振替休日および年末年始はご利用いただけません。

今後ともお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上